

1 概要

(1) 実施期間

令和7年1月27日（月曜日）から2月25日（火曜日）まで

(2) 実施の周知

- ・市ホームページ及び市政だより（2月号）への掲載
- ・アオーレ長岡東棟1階情報ラウンジ、さいわいプラザ6階子ども・子育て課及び各支所地域振興・市民生活課（栃尾支所は地域振興課）への備付け

(3) 意見提出者

8人

(4) 意見件数

13件

2 寄せられたご意見と市の考え方

①やさしい版（小・中学生向け）

No	ページ	意見の内容	市の考え方
1	P2	4つの権利について、子供達は生きるために必要な様々な権利が与えられていることによって、存在が守られているんだなと思いました。	子どもの4つの権利について、知ってくれて、ありがとうございます。「子どもの権利」があることを、子どもはもちろん、大人にも伝えたいと思います。
2	P4	4ページの①が良いと思います。	「①子どもの権利の守る社会にします。」が実現できるよう、市として取り組んでいきます。
3	P5	5ページの③に人生プランを考える教育と書いてありますが、大人になったあとは教育をする場面が少なくなると思いますがどのようにして教育をするのだろうと思いました。	社会人になる前の高校生や大学生などのときから、自分自身の人生プラン（いつから・どのような仕事をするか、結婚するか・しないかななど）を考え、決定する力を身につけてもらう教育が実施できるように、国で取り組んでいます。

4	—	大人中心で支えてほしい	子どもの成長は、親や地域の大人たちで支えていきます。しかし、大人の考えが、こどもたちの考え方とちがうときは、こどもたちの意見を教えてもらい、どうしたら一番いいかと一緒に考えていけたらと思います。
5	—	これまでの結果とこれからの目標は解りやすいが、何処でどのようなサービスを受ける事が出来るのか解らない。	小・中学生向けのやさしい版には、具体的なサービスまでを書いていないので、興味のあるサービスについては、通常版のこども計画や市のホームページで確認してもらえるとうれしいです。
6	—	わからない	しりょうがむずかしくて、ごめんなさい。子どものみなさんにも、わかるようにくふうしていきます。
7	—	全体的に思うところはないです	資料をみててくれて、ありがとうございます。これからも、こどもについての取組に興味をもってもらい、意見をもらえるとうれしいです。

②通常版

No	ページ	意見の内容	市の考え方
1	P2	<p>「差別の禁止」 すべてのこどもは、こども自身や親の人権や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p> <p>「こどもの最善の利益」 こどもに関することが決められ、行われる時には、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。</p> <p>→「いじめ加害者」も保証されています。というかいじめる側は不利懲罰するところはするべきです。</p>	<p>こどもの権利は、すべてのこどもがもつ基本的な権利であり、いじめの加害者であっても例外ではありません。しかし、その中に「いじめをしてもいい権利」というものは存在しません。むしろ、いじめを行った加害者こそが、自分の行動を振り返り、いじめられた被害者の心情を理解し、反省する必要があります。</p> <p>いじめの加害者に対して、罰によって一時的に行動を抑えたとしても、相手への理解と反省することができなければ、いじめの再発を防ぐことはできません。したがって、いじめ問題の解決には、罰ではなく反省と理解を促し、これから自身の生き方を考える教育的な対応が求められます。</p> <p>同時に、被害者への十分なケアや安全確保も怠らず、両者が安心して成長できる環境づくりを目指していきます。</p>
2	P2	<p>「こどもの意見の尊重」 こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。</p> <p>→大人の都合のいいように言いくるめてきます。</p>	<p>こどもの権利についてを正しく理解している大人の割合は、十分とはいえないため、市ホームページでこどもの権利に関する情報を掲載するほか、保育園や学校を通じて各家庭にお知らせするなど、様々な機会を捉えて、こどもの意見が尊重されるよう、こどもの権利の理解促進に取り組んでいきます。</p>
3	P3	<p>個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる</p> <p>→いじめ加害者にも適用されてますよね</p>	<p>No.1に記載のとおりです。</p>

4	P4	<p>虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる →不適切な指導を行った教師が懲罰なしなんですけど？</p>	<p>不適切な指導を含め、県が毎年行う体罰調査において、報告のあった事案について、体罰、不適切な指導、暴言、不適切な言動にあたるかを県が判定しています。県の判定を受け、体罰については、懲戒処分が与えられます。不適切な指導等については、各学校において該当の教師に指導を行うとともに、再発防止に向けた研修を全職員で行っています。</p>
5	P4	<p>働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる →今の「個人至上主義」教育では奉仕の心なんて育たいと思いますよ</p>	<p>「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども計画に基づく各取組を実施していきます。</p>
6	P4	<p>(2) 20代、30代を中心とする若い世代が、以下ができる社会 →爺爺の話を聞くかぎり若者が搾取される未来しか見えない。 →小学校から中卒までの片親はキャリアを諦めなければならないのは変わらず、保育園の使用に制限(就労証明等)。小学校は親参加イベントが多い、児童館も使用に要件が厳しく安易に使えない。子どもを生んだ母親は使いにくいという雇主の負担がなにも軽減されていない。つまり、プレッシャーが親に行く。たとえ圧力をかけられなくても長年勤めていれば自分の都合による負担増加は感じ取れる。 突発的な困りごとに対応できる機関が少ない。「決まりに基づき予約が必要」と答える機関員が多い。子ども関係で「決まりに基づいたフローチャート」だけで対応でよいのかな?大人相手なら計画性もあるだろうしよいかもしれないが、子育て界隈に決まりに基づいたフローチャート」を通用させた判断で「子育てを支援しています」といわれても、フロー以外の行動をしない公務員気質の方々では誤った対応が横行しているのですよ?ご存じないかな?子どもに関わる職場の評価と誤った職員の懲罰制度は必要です。</p>	<p>ひとり親家庭への支援については、施策5-4に掲載している取組を実施していきます。</p> <p>突発的な困りごとを含む子育てに関する相談は、庁内の関係課・機関での連携・調整を行いながら解決に向けた支援に取り組んでいますので、相談しやすい機関に相談いただきたいと考えています。</p>